

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局総務部総務課
件名	令和5年度包括外部監査業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方名	小松 聡
契約金額	17,000,000円
随意契約によること とした理由	<p>外部監査は、監査機能の充実強化を目的に専門性、独立性を持った自治体組織外の監査人による監査制度である。制度の目的から鑑み、価格のみを選定基準とする競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。</p> <p>なお、契約にあたっては、公募をかけ、外部監査人選考委員会において応募者の中から1名を選定し、監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経たうえで当該相手方と契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局人事部人事課
件名	さいたま市人事給与システム機器更改対応業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年4月20日
契約の相手方名	株式会社日立製作所 北関東支店
契約金額	70,400,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、人事給与システム機器更改に伴うプログラム改修、データ移行等を行うものであり、当該システムの特許権等の排他的権利を有するシステム開発者にしか出来ない業務である。</p> <p>契約の相手方は、人事給与システムの開発業者であり、開発経緯等の知識を蓄積しつつ、システム内容を熟知していることから、当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局人事部職員課
件名	さいたま市職員健康診断(本庁、浦和・桜・南・緑区、定期未受診)業務
履行場所	桜・南・緑区役所、出先機関及び委託先健診会場(市内に限る。)
契約締結日	令和5年4月14日
契約の相手方名	一般社団法人浦和医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 45,571,020円 定期健康診断7,600円/1件 肝炎ウイルス検査 3,400円/1件
随意契約によること とした理由	<p>職員定期健康診断については、職務命令を受けて受診するものであるため、健康診断会場に移動するための時間が少ない巡回健康診断が好ましい。また、定期健康診断の結果は正確である必要があるため、業務委託先には信頼と実績が求められる。「一般社団法人浦和医師会」は地域医療への貢献度が高く、これまでの健康診断において実績・信頼がある医療機関であり、当該地域において巡回健康診断の実施が可能な医療機関であるため随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局人事部職員課
件名	さいたま市職員健康診断(西・北・大宮・見沼区)業務
履行場所	西・北・大宮・見沼区役所、出先機関及び委託先健診会場(市内に限る。)
契約締結日	令和5年4月14日
契約の相手方名	一般社団法人大宮医師会
契約金額	支払限度額 (内訳) 36,371,434円 定期健康診断7,600円/1件 肝炎ウイルス検査 3,400円/1件 外4種類
随意契約によること とした理由	<p>職員定期健康診断については、職務命令を受けて受診するものであるため、健康診断会場に移動するための時間が少ない巡回健康診断が好ましい。また、定期健康診断の結果は正確である必要があるため、業務委託先には信頼と実績が求められる。「一般社団法人大宮医師会」は地域医療への貢献度が高く、これまでの健康診断において実績・信頼がある医療機関であり、当該地域において巡回健康診断の実施が可能な医療機関であるため随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局人事部職員課
件名	さいたま市職員健康診断(中央・岩槻区等)業務
履行場所	中央・岩槻区役所、出先機関及び委託先健診会場(市内に限る。)
契約締結日	令和5年4月14日
契約の相手方名	公益財団法人埼玉県健康づくり事業団
契約金額	支払限度額 (内訳) 51,071,328円 定期健康診断7,600円/1件 肝炎ウイルス検査 3,400円/1件 外27種類
随意契約によること とした理由	<p>職員定期健康診断については、職務命令を受けて受診するものであるため、健康診断会場に移動するための時間が少ない巡回健康診断が好ましい。また、定期健康診断の結果は正確である必要があるため、業務委託先には信頼と実績が求められる。「公益財団法人埼玉県健康づくり事業団」は地域医療への貢献度が高く、これまでの健康診断において実績・信頼がある医療機関であり、当該地域において巡回健康診断の実施が可能な医療機関であるため随意契約とした。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	総務局危機管理部危機管理課
件名	さいたま市セーフコミュニティ推進に向けた支援業務
履行場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契約締結日	令和5年4月28日
契約の相手方名	一般社団法人日本セーフコミュニティ推進機構
契約金額	1,532,410円
随意契約によることとした理由	<p>セーフコミュニティの活動を国際セーフコミュニティ認証センターが求める認証自治体規格で推進するにあたり、認証センターが認証した国内のセーフコミュニティ支援センターの支援が必要となる。国内の支援センターは1者のみであるため、当団体を選定し、随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>